

2007年12月5日

国会議員 各位

共済の今日と未来を考える懇話会
窓口団体：日本勤労者山岳連盟
(連絡先) 〒162-0814 新宿区新小川町 5-24
03-3260-6331

要 望 書

貴職におかれましては連日、国務の重責を果たされておりますことに敬意を表します。

私たちは、自営商工業者、医療関係者、登山者など、さまざまな分野で活動する団体が共同してつくりました「共済の今日と未来を考える懇話会」と申します。

私たちは、非営利の団体が、団体の構成員に限定して福利厚生として団体自治に基づいて運営する共済について、今後とも健全に運営していけるよう、1) 自主共済を新保険業法の適用除外とすること、2) 来年3月31日を期限とする「経過措置」期間の延長の実現を求めて、国会議員各位に強く要望してきました。

そもそも新保険業法が国会審議入りする前の金融審議会では、「構成員が真に限定されるものについては、特定のもの相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘されていました。第166通常国会でも、与野党国会議員から自主共済の継続を保障する必要性が強く主張され、山本金融担当大臣(当時)も「客観的基準についての具体案が示されれば大臣自ら研究する」旨の答弁などもされてきました。自主共済を保険業法の適用除外とすることや「経過措置期間」の延長を求める主張は、現在行われている第168臨時国会でも引き続き取り上げられています。

しかし、こうして国会で真剣な審議がすすめられている中で、新保険業法の「経過措置」の期限である2008年3月31日が容赦なく迫ってきており、新保険業法に沿った具体的な対策や対応が講じられないことなどを理由に、共済制度や互助会を廃止する団体が次々に生まれてきていることはご承知の通りです。自主共済の今後の行方を追った特集がテレビや雑誌で組まれるようになり、市民生活に直結する問題だけに、国民の関心は高くなってきています。それだけに、消費者・契約者保護が目的であった保険業法の改定であったにもかかわらず、立法の目的や趣旨に反する状況が生まれ、広がっている現実への対処が国会の責任として問われています。

各団体の実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望をふまえて創設され、今日まで運営実績を積み重ね、健全に運営されてきた歴史があります。それが次々に失われ・加入者の権利が奪われ、将来に向かっての保障を断念させられるなど、事態は深刻化しています。こうした事態を收拾する対応は、政府並びに国会の責務であります。具体的手立てをとることに一刻の猶予も残されていません。早急なる事態の打開と改善に乗り出すべきであり、私たちは、貴職に対して下記事項について、可及的速やかなる具体化を要望します。

また、貴職が所属される政党と私たち「共済の今日と未来を考える懇話会」並びに同参加団体との懇談を実施していただくよう要望いたします。

記

【要望事項】

1. 差し迫った新保険業法の「経過措置」期間を直ちに延長する取扱いを実現してください

2008年3月31日までの経過措置期間の期限が迫っています。この期日に一日迫るごとに、共済制度の存続に向けた具体的対処の目処がたたないことを理由に、共済制度や互助会が次々と廃止・解散におこまれています。政治が招いた惨劇であります。政府と国会の責任において、こうした状況にストップをかけ、広範な共済加入者と国民に安心を与えていただくよう、「経過措置」期間の延長を直ちに実現していただくよう要請します。

1. 新たな矛盾を生じさせることなく、自主的な共済を新保険業法の適用除外にしてください

新保険業法の趣旨と法改正に至る経緯、この間の国会審議や大臣答弁をふまえて、長年に亘り構成員のために健全に運営されてきた自主共済を新保険業法の適用除外とするよう、当該規定の見直しを国会で大きく取り上げていただくよう要望します。国会で取り上げていただく際には、自主共済を新保険業法の適用除外とすること、及び経過措置期間の延長の2点に絞って、これらを直ちに実現することを求めて下さい。

私たちは、この間、国会質疑でこれらの問題を取り上げていただいたこと、適用除外等の実現を迫る一つの方法としての議員立法の提出など、私たちの要求と運動に対する各党国会議員のみなさまのご理解と力強いご支援であると心から感謝しております。

このような中で各党国会議員のみなさまにおかれましては、どのように自主共済を救えるかの真剣なご検討をいただいているところですが、この渦中においても、日々制度廃止に追い込まれている共済や互助会が続出しています。このことに対する対策が早急に必要であります。

また、自主共済にはさまざまな制度の形態や運営実績がある中で、合理的な根拠もないままに現行の新保険業法の少額短期保険業者制度のような保障期間や給付額の上限を設定することは、新たな矛盾を生じさせることとなります。さらに重要事項や取扱いの細目などを政令に委ねることになれば、現行法の矛盾や問題を解決できなくなることも危惧されます。私たちは、自主共済の継続のために実際に機能しない現行法の規定を補足し、あるいは追認するようなことのないよう、十分な検討と各党間の合意が必要と考えています。貴職におかれましては、新保険業法で生じている今日の問題、自主共済の存続の危機を解決するため、毅然とした態度を貫かれるよう強く要望します。

自主共済を運営する団体が、新保険業法の規制を受けることになれば、大多数の共済や互助会制度は廃止せざるを得ず、それは大きな社会問題となることは必至です。本来、契約者・加入者保護を目的として制定された新保険業法が、加入者を支える自主共済を破滅させることは法の趣旨にも真っ向から反するものであり、大きな矛盾です。当面する問題解決の道は、適用除外とする以外にはありません。差し迫った事態を打開するために、次の項目を政省令に加える等、新しい基準を設け、法的裏づけのある適用除外を実現して下さい。

<改正点>

新保険業法第2条第1項の除外規定「二 次に掲げるもの」の「ト」として、「共通の社会的立場や要求を持った人々で構成する団体が、当該団体の活動目的の中の一つとして共済活動を掲げ、その目的と構成員の福祉を増進するために当該共済活動を構成員のみを対象として非営利で実施し、当該共済活動を共済加入者等が十分に監督しうる仕組みがあるもの」として、政省令に加える等、新しい基準を設け、法律上で適用除外を実現して下さい。

以上